

「福知山市人権ふれあいセンター施設等のあり方懇話会」

第1分科会第3回会議議事録【概要】

日時：平成21年12月7日（月）午後1時30分～午後4時20分

場所：人権ふれあいセンター南佳屋野会館

1 開会あいさつ 委員長挨拶

2 議事録・追加資料

(1) 議事録確認

【委員】前回会議の後、図示を見ていたがこういう考え方は不同意である。開かれた施設にならないと考える。

【事務局】議事録に掲載する。

－全会一致で承認される－

(2) 追加資料説明

ア 資料 庵我児童館の利用状況

イ 資料 12 人権ふれあいセンター等施設の運営費と補助金(平成21年度当初)

ウ 資料 13 学校別児童生徒数

エ 資料 14 運営委員会名簿

オ 資料 15 第8回やんちゃフェスタ2009 児童館まつり

カ 資料 16 児童館・児童センターへ出かけてみよう！

3 懇話

(1) 隣保館事業に関して

【事務局】まず、南佳屋野会館の説明を行う。

【南佳屋野会館長】南佳屋野会館概要説明

【事務局】・・・別紙「意見の共通事項(調整)」を説明

【委員長】1-2にある「(相談窓口の)受け皿として、すっきりしないか」について何かご意見がありますか

他の市町村を見ていると児童館を福祉保健部が所管しているところがある。福知山市は人権推進室が担当している。例えば前回の委員の意見にあった(ひきこもり対策の自立活動支援センターなどへの置き換えといった)福祉のノウハウをいかすとなると、むしろ福祉保健部が担当したら情報がきちとつながっていくと思うが

【委員】一般施策の中で対応すれば解決する性格のものを、わざわざ人権推進室の中で事業をやる必要はないと思っている。もっと市民が利用しやすいように、例えば舞鶴では一般の施設として利用がされていると聞いている。この委員会で舞鶴に調査にいけ

ばいいと思うが、そうでなかったらこのあり方議論については、前に進まず、理解ができない。いままでのことを維持していくならば、市民のニーズからすると、障害者の施設として開放できないかという委員の意見もあったように、これだけ濃密な施設が一定の地域にあるのであれば、それを集約して他の目的にも利用できる開放をし、利用の仕方を考えていかななくてはならない。障害者団体としては、必要と言っているわけであり、また子どもに関する教育は教育委員会と一般的に行なっているから、集約をしていくことが当然で、それで解決が図られる。

【委員長】担当部署を変えることによって、ある程度、事業目的が変わってくる。

【委員】それから、資料の11の運営費とか補助金を資料で示されたわけであるが、人権ふれあいセンターの職員が計画をし、事業消化をするという形になっている。全部人権ふれあいセンターの館長を中心として事業がされている。そういうやり方というのはこれまで議論してきた高齢者福祉のあり方からも一般地域で行なわれていることには通用しない。やはり地域の中でボランティアを作られて、運営を援助していくことがあっても、丸抱えで行なうのは、やめてはどうかと思う。

【委員】次年度の当初予算の要求というのはどういう方向なのか、縮小なのか、今年度並みで予算要求されているのか、あるいは最初から整理統合という形で考えているのか聞きたい。

また、障害者差別の禁止法、障害者の権利条約についても日本の批准が急がれている。就職差別とか様々な差別がおこったときにアメリカでは定義が定められている。その議論と今の現状として特別措置法のあとの利用方法としてどう考えていくのか、京都市では閉館しているところがある。京都市は本当に何にも使用されていない。そのようなことを考えているのか、もう少し人権の拠点として違う視点からそこを利用していくために考えていくのか。今年度中にあり方懇話会の議論結果を来年度から実施するのか、来年度も1年かけて検討していくのかその辺を聞きたい。

【室長】予算についてはヒアリング中である。確かに財政状況は厳しい。スクラップして何か効率的なものをビルドしていく。予算編成は厳しい状況であり、どういう方向なのか現時点ではいえない。私どもは減らすものは減らし大切なものに予算を付けていきたいと考えている。

【委員】方向性としてはある程度あるのか

【室長】そこまでは現時点ない

【委員長】こういった市民の意見を聞きながら方向性を出そうとしていると思っている。

【室長】そうです。

【委員長】市がこの方向に持って行ってほしいのではなく、実際に市民の皆さんがどう考えているのか聞いた上で、市としてどういう方向に持って行こうと考えていくと聞いているので、あまりその辺にこだわらず意見を出してもらいたい。

【委員】まず、最初に「意見の共通事項」について、少しずつ差別が消えていることを確

認する必要があるということとなっているが、差別があるということを確認してもらいたい。

相談の窓口として機能してきたノウハウから、これを福祉は福祉部、教育は教育委員会という専門性の話があるが、今、人権推進室に相談に来られる人は、教育問題とか福祉問題だけでない。部落問題・人権問題についても人権推進室が行なっている。それを福祉の窓口で被害者救済も含めて対応できるのか、福祉部でも人権問題を考えるところがあると思うが、これまで人権推進室でできていたものができないのではないかと危惧する。

先ほどの委員の意見にあった隣保館で館長が中心に事業がされているということに関して、隣保館においては運営や事業について、運営委員会で協議されている。また住民から相談があるとされたら館長の指示で職員は出向いて相談にのっている。それは地域だけでなく地域外でも相談を受けている。そういう相談にのるのが地域福祉であると思う。または来られない方については、職員が出かける相談室として対応をしていかななくてはならない。このことが隣保館の果たす役割である。

それから委員が言われたように、京都市の隣保館は廃止になって、公民館的な役割も果たしていない状況である。これはあくまでも市長の意見で、当事者を外した委員会で議論した結果である。地域住民はいろいろな課題を抱えて困っている現状がある。福知山市は隣保館がこの問題をどうしていくのか、今後のあり方について検討していくべきである。部落問題だけでなく様々な問題を解決していくために隣保館が必要であることをこのあり方懇話会をしていきたい。

【委員】お言葉を返すが、隣保館が運営されているところはそれでいいが、一般地域はそんなところはない。例えば福祉のことで相談があると行って職員が来てくれますか、一般地域ではそんな対応はされていない。一切ない

【委員】それはない、包括センター等があるのではないか

【事務局】相談があれば、行きます。

【委員】それだけの人員が、専門のところにありますか、私の地域では高齢者比率が40%を超えている。

【室長】三支所には、包括センター等で対応している。

【委員】それこそ大江町時代はあった。大江町時代は職員が老人の顔を知り、あの人であったらこうであるとわかっていた。

【室長】昨年、三支所を担当していたのでわかるが、職員が慣れるまで時間がかかる。また出向いて頑張っている。

【委員】自治会長会で市長と話すか、市長は要請があれば来てくれる。ただ話は聞いてくれるが要請事項ができるわけではない。

皆さんに聞いていただきたい、法律が切れたからと言って差別がなくなった訳ではない。結婚するときには部落であるということをお知らせしてはならない。結婚しても孫

が部落の血が流れているから抱かれれないと言われたと、私に相談に来た。未だに厳しい状況である。法律がなくなった今も厳しい差別の実態がある。以前は郵便局に勤めていた時には差別落書き事件が連続して起きた。大阪で起きた時には郵政省に落書きをされたドアを持っていき抗議したこともあった。福知山では表に出ているが厳しい状況である。私は、他の所管になれば部落問題を解決できないと思っている。やはり人権推進室があり、相談を受け対応する部署が必要である。法律がなくなった。差別がないと言われている人がいるがそうではない、今の現実には差別があることを知ってもらいたい。

【委員長】 そのことは理解している。整理するとこの懇話会では、施設をどうしたら多くの方に利用してもらおうか、一般の市民の方も参加しやすいようになれるだろうかと協議しているものである。そのひとつに推進室が全部管轄するのではなくて、例えば教育集会所、隣保館、児童館の一部を福祉にまわすことで充実し、市民参加が増える方法がないだろうかという意見と、いや全部推進室が持てばいいという意見がある。先程委員が言った差別救済について法律があるのかどうか、教えてもらいたい。同和問題だけでなく障害者の問題について被害を受けた際、適用するものがあるのか、今の法律で対応できるものがあるのか。

【事務局】 人権救済の関係であるが、差別禁止法というのは日本ではない。国際機関からは、日本はそういった法律が必要であると勧告を受けている。人種差別撤廃条約など国際条約からの勧告を受け、障害者の禁止法や人権侵害の救済についても国連から勧告を受けている。

日本政府としては、それは必要な施策を講じていると言っている。それは人権侵害が起きた場合には、法務局に救済機関として申し出をしていただければ、そこで人権調整なり勧告なり行うシステムが法務局にあるということである。国の人権侵害に対しては国が行なうのであれば限界がある。そうしたことから第三委員会で、差別・人権侵害を受け止めて調整し、裁判に行くものであれば援助をする、そういうものが人権侵害救済法として議論されている。こういう状況であり現在、人権侵害を救済する法律はない。

福知山市では部落問題については人権推進室で障害者であれば福祉部で対応し、それが差別・人権侵害となれば連携をとってやっている。それぞれの機関と連携、京都府とも連携して行っている。人権教育啓発推進法というものはあるが人権侵害の救済する法律は現状ない。

【委員長】 法律的ないことはわかったが

【委員】 人権の問題が出た時は人権推進室で対応している。日常的にふれあいセンターにおいても相談を受けていることをあり方の問題にしたときに、いままでの形でふれあいセンターをやっていくのか、人権推進室のそういう機能を相談についても集約して、いくつかの施設で、ここは障害者の取り組みをするところ、女性のセンターにすると

か、そういうふうに機能分化を図り変更する議論をしていくのか、あるいは今までのことが必要であることを議論していくのか分からない。このままのことを確認する場なのか機能分化を前提に議論するのか、議論の道筋が見えない。

【委員長】私は機能分化も含めてあり方を考えていくものであると思うが

【委員】確かに分化の論議、あり方懇でそういった方向で議論を中心にされるものである。いろいろな意見が出て参考になるなと思っている。

委員より差別があると言われたが、そのことが中心になると無駄、どうしても差別がある限りとなり、それでいいのかという思いをもっている。私も30年前、高校生でしたが部落研究会に入って差別をなくしていく活動をしていた。30年経って地域の中も良くなって変化もある。福知山市の現状を見たときに問題と思っているのは、行政というのは誰にも平等であるということ。今の状況を見ているとそうなのかと疑問に思う。行政が二重構造ということがでたが、そういう仕組みがあると思う。施策の検討について、例えばディサービス事業についても30人枠がある限られた一部の、地域の事業であることになっている。それでいいのか、また高校生の学習講座があって下六人部会館とか堀会館でやっているが利用が数字を見ていると少なく特定の地域行われている。必要であれば広げていくとか考えなければならない。それが必要なのか、地域の人の意識の問題である。まだ名称が隣保館から人権ふれあいセンターに変わったが、まだまだ特定の地域の施設という考え方があると思う。例えば堀会館でいうと地域の人が使用する場合に、どちらかという大正文化センターの方が使いやすいということがあって、利用されている。堀会館を借りにくいという方がおられます。貸館という方法もあるし、委員が言われた、福祉に特化した施設にしていこうとするならば、まるごとセンターを変えていく必要がある。

これまでの利用者のこともあるので調整も必要であるが、そういった発想もいま必要だ。同時に体制の問題として人権推進室75名の配置、舞鶴・綾部の状況からみると人的配置に違いがある。部として構えているが他市は課となっており検討も必要で、人的配置の変更も同時に考えていく必要がある。この懇話会でもそういったことも考えていくことも必要だ。

【委員長】運営主体を、例えば地域ボランティアにしてはどうか。確認をするが資料4に全ての施設が出ていて、その裏面には利用状況一覧がある。それで例えばこの施設の中でNPOが指定管理しているところがあれば。

【事務局】市民との協働として、指定管理を導入した施設は教育集会所のみで、前田、岡ノ三、金山、小田教育集会所がNPO、下豊富、一の宮、上小田教育集会所は地元自治会、あと来年度予定している大正文化センターである。ディサービス事業を行っているところは、南佳屋野、堀、下六人部会館、夕陽が丘教育集会所の4か所で地域福祉事業として行っている。

【委員】大江町の2か所についてはどうか

【事務局】新町と金屋、昭和集会所と教育集会所3ヶ所あるが、直営で、内、臨時職員配置を新町・金屋に配置している。

【委員長】仮にNPOが受けても運営員会があるのか

【事務局】NPOが受けてもある。地域の皆さんの意見を聞き、市民を横断的にしているNPOのノウハウを活かしている。運営委員会に出席をして事業提案をNPOからしてもらっている。

【委員長】例えば、岡ノ三でいえば平成18年度から平成20年度は5,600人と大幅に利用者が増えているがNPOが受けていることになっているのか

【事務局】岡の三は常に5,000人の利用者がある。平成17年度を見ないと分からないが平成18年度の数字は少ない。

【委員長】5,000人の利用がある。他の施設と比べると利用が多い施設である。NPOでも上手く運営すればそういう可能性がある。

【事務局】平成18年度の数字に誤りがあると思われるので、改めて精査させていただく。

【委員長】これで先ほど出ていた意見としては、ひとつの方向として考えられると思うが、大きな問題であるので運営主体をどうするのか、あるいはどこの所管にするのか、最終的にNPOとかそういう方向もあるのではないかという意見もでたが

【委員】先ほど委員からあった、地域の人しか来られないという言い方をされたが、法がなくなり一般施策になって、サークル活動や教室についても周辺地域の人たちも巻き込んでやっている住民の思いも分かっていたきたい。昔は、教室等は地域の人たちが集まってやっていたが、法期限後は、それではいけないと周辺の人たちと交流し差別をなくしていこうとやってきている。やはりそういう意味で啓発する場でもあるので、そのことを押さえていただきたい。障害がある人等、ここがあるから住んでよかったなと思って、死ぬまで住みたいと思っている人たちもいる。今後の考え方があるかもしれないが、これまでどおりの隣保館であってほしいと思う。

【委員長】体制としてはこのまま行って、拡大をするという意見。

【委員】隣保館は地域の人々の差別をなくしたい、願いによって建設された施設である。本当は部落解放センターにしたかったが、一般の市民が使用しにくいということで南佳屋野会館になった経緯がある。建設当初から地域以外でも利用がされていた。ただ設置目的については理解して利用してもらっている。差別をなくするために取り組んできた。今の体制でがんばってほしい。

【委員】そのような考え方では、人権ふれあいセンターにはならない。その設置目的が今も継続しているのであれば、それは使用できない。そうではなく平成14年に法期限になってからも、その設置目的を認めてから利用しなさいとなると利用はできない。

【委員】大江町は違っている。南有路児童館と金屋ふれあいセンター、新町コミュニティ会館と3つ施設がある。私たちは管理人と思っていたが、市の臨時職員と知った。南有路とか3つとも自治会・公民館と併設して館が建てられている。昔、解放同盟の会

長さんが併設でということ而建ったと聞いている。南有路の児童館でも公民館として自治会の方が会合とかで使用している。また小学校区の総合健診とか地区の学習会にも利用されている。また新町コミセンにも私たちは生活学校を行っており、20 数名の会員が、大江町全体で200人の独居高齢者の給食サービスをするのに利用をしている。10年ほど利用している。機能それも公民館と一緒にしているので婦人会等の活動も利用している。それから金屋ふれあいセンターでは、大江町中の人があらゆる会合に使用している。室内運動場もあるので、地域の子どもたちも使っているし、退職職員の総会等多く利用している。老人クラブ自体が少なくなっている中、この3老人会は会員が少なくなっても存続して頑張っておられる。この館を中心に学習された成果であり、老人会としても元気をいただいている。これまで学習の成果が上がっていることも確認する必要がある。

福知山と綾部とかを比較して予算等が違うということを知ったが、やさしい人づくりという意味で、市がお金をつぎ込んでいることは、やさしい市であると、私はまた女性としてできるだけこの予算をとっていただき存続をしていただきたい。そして弱い者がお互い館を中心に元気をいただけたらいいと思っている。

それから前回の堀会館も高齢者率がとても高いと聞いたが、高齢者率が高いというのはその地域に子どもが少ないのか、それとも堀会館で健康相談をされたその成果で高齢者がたくさんいるのか、そういう点についても教えてほしい。

【委員】施設には建てた目的がある。地域の人の思いで建てられたものである。大江町では全市の高齢者から子どもまで利用している。福知山ではもちろん地域にないところにはないが、開かれた施設になるのは確かである。最初にディサービスの話をしたが、給食を食べていただくのはもちろん、根本的なことは高齢者の方にコミュニティの場を提供するものであり、手芸等教室もそうである。さらに、他のデイサービス・サロンではされていない人権問題についての研修もディサービスの中でされていることが重要である。

合併までは配食サービスがあったがなくなったということで、地元から声が上がれば市の方でも考えるということがあった。うらやましいと思うのではなく、地元からもっと隣保館事業のような、そういったかたちで行なうのも一つの方法であると思う。今の事業を縮小しなければならないことはあるかもしれないが、長年の成果があるので、一般の人たちと一緒に継続していく方向で考えていくのも大事である。

委員が言われている福祉施策等いろんな部分を取り入れていくことが隣保館として大事である。

人権推進室の機能の二重性という指摘については、福祉にいたり、教育委員会にいたりすると人権問題が薄れていくと思う。人権推進室があるから人権問題をそこでまとめてやってくれる。同和問題の解決は福祉部ではなく教育委員会であると、市が本当に真剣に取り組んで課題を一本化してもらえるのであればいいが、そうならな

い可能性が大である。その辺をあり方懇で、先言われた見直しもあるが私はそのまま現状維持で成果を大事にしてもらいたい。

【委員長】 その気持ちがわかるが、国の流れの中で大きな補助金があるからできるのであって、補助金がなくなればできるのかということを考える必要がある。ディサービスであれば全市的に4か所でそれが拡大できるのであればいいが、出来ないという現状がある。むしろ想定として縮小される流れがあり、そういったなかで開かれた施設として考えていくことがある。例えば南佳屋野会館のいいことは相談室があり、地域と福祉協議会とが一体となって会館が使用されていて、そうした新たな地域と一体となった利用の範囲を広げていくということを考えていく必要がある。相談の窓口ができてくれば全て解決とはいかないが、話を聞いてあげる中で、一緒に考えて本人さんの了解を得ながら、これは人権推進室、福祉と振り分けていったらと思う。そういう地域と一体となった会館機能を広げていこうとか、何も今ある施設をなくすとかではなく、充実させることを考えていったらいいと思う。

他市との関係を数字で見た時、市民から理解が得られないと思う。例えば同じ予算を使っている、福祉に流れている教育委員会に流れていると市民の目から言うと理解しやすい。それが一つの充実させるための方法論として決して後退することなく同じことをやる。ただ今のままでは、むしろいい内容をやっても、だめと言われるわけで、そういったことを考えていくべきだ。あくまでも後退するのではなく、ある施設を生かしていくことを考えていくことだ。他市の職員状況を市民が見たら、なんや福知山市は、ということと言われる。これがある意味議会に出された時、議会と言われる。議会というのは市民の代表である。そういうことで折角やっている事業が周囲の理解が得られないわけである。住民参加型の運営主体でやれば理解されると思う。

【委員】 人権というのは大事である。長年の歴史を踏まえて、昔に比べてという言い方といやいやまだ残っていると意見があるが、何時までたっても永久の課題であるが、進めていくことが大事である。ただ何時どこで誰が何をどう進めていくのかと考えれば、多くの人に理解をしていただくために研修会や勉強会が必要である。そのために人が集まって多く方に理解してもらうことが大事であるし、一方では行政が作ってきた箱をどうするのかということが問題だ。この前市長に、福知山市大丈夫ですか、3年持ちますかと話をしてきた。予算の使い方、職員の人件費もある。特に財政が厳しい状況の中、長田野工業団地の厳しい状況もある。政治をみたら政権交代の中で、どっちに行くか分からないと国自体がいつているので、当然地方分権が進んでくる。舞鶴・綾部等他市のことよりも、本当に福知山市のあり方を考えていかないとだめだという時期である。

そういう意味で隣保館のあり方をどうするのかといったとき、例えば包括支援センター協議会で、惇明学区をモデルにして、地域の中で高齢者の見守りをしていこうと、第1回の会議があった。その会議の中で、「誰が何時何処で」という話となり、「何処

で」という話で行き詰った。場所がないということで、どこか民家を借りてという話になったりしたが、公民館は他の団体が使用しているように使えない、集会所、隣保館は使用目的があって使用できない、結局市民会館を利用したという経過があった。特に高齢者福祉、私たちが中心にお手伝いさせていただくのは介護がついた方に対しての施策サービスを進めている。社会福祉法人やNPO だったりと団体が業として立ち上げている。これには国・府・市の計画を基にあるので、施設が増えれば当然介護保険の財源が必要で保険料が上がってくる。国の施策にしても市にしても、どんどん縮小化して地域密着型に変えていこうとしている、その流れは必要だと思う。私の施設も大きな施設ではあるが、福知山市全員の方に利用してもらうとかではなく、それぞれの地域の役割、社会福祉法人の中でその地域を中心にある程度地域エリアを大きく割って利用していただくように、例えばこの施設は夜久野にあるとすれば六人部の方がこられるのに1時間かかる。そうであれば近くの施設にというように分けていく。より小さなエリアで、もっと極端な言い方では、杖をついていける施設が理想であり、そのようなことが求められている。まさにこの集会所等が幅広く利用されていく中で、人権問題も含めたメニューが中にしっかりあったらいいと思う。そういうものを膨らまし活用できるのであれば包括支援センターのなかで今取り組んでいる「誰が」であるならば、ボランティアさん、NPO に任せていくとか、今誰かが何かを考えていかないと前に進まない。

地域の為に特に介護の必要がない見守りをどうしていくか委員が言っていましたが、どんどん老人会が減少しているが、需要はどんどん増えている現状がある。家の中におられる。何かあったらと市のアンケートにもあり、誘っていただいたら出ていくけれどもなかなかその機会がない。あったとしてもバスで遠くに行かなくてはならないと地域のそばにあれば行ける、1時間2時間の雑談のなかでおれる、そういうメニューがあったら行くでしょうし、建物があればそういう生かし方を地域の中でしてあげるといったもっといろいろな考え方ができると思う。

また、建物を新たな利用を考えていかないと委員が言われたように、京都市と同じようになり、何も使われない、電気もつかないといったように意味のない会館になってしまう。一歩進めた形で何か使用できるものを膨らまし、その中に大事なものをしっかり入れていく。それが子どもに対してもいいが、私は金谷の地域に住んでいる。鴨野団地の中でNPO 法人立ち上げられて子どもを対象にされている。まさに人権問題を含めて老人問題も含めて、そこで子どもから範囲が広がる。そういう場面を作ってあげると問題が吸い上げられる。ここまで作ってきた形をいま一歩前に出させるために、違う開放の仕方を毎日ではなくいろいろな団体が使用する場面を作ることが大事。

【委員】この会館の設立の趣旨については大事だ。そのことを声高に言っても利用がされない。経過があると思うので前回は運営委員会がどのように機能するのか質問したが、館としてもっと共有され、もっと広報される必要がある。もっと理解をしてもらうた

めに、いろいろな地域の人に来てもらうことが必要である。まだまだ工夫の仕方があって、委員からあった福祉施設の置き換えという意見もその中から出た。来年からやってみようか、行政側からこういう使い方はどうだとか、それじゃ今度NPOの力を借りようとか、そういう前向きな形の工夫をもう少しきめ細かくやっていけばかなり誤解が解け、活用もされていくと思う。そういう意味で、いろんな意見を出してもらって生かせるものにつなげていくという機会になったのではないか。その前提として設立趣旨の問題をどうするのか、大事だと思う。それは利用していただく方にも理解してもらおう中で、広げていくことだ。指定管理は、よかったのかわるかったのか、利用が進んだのか、変わっていないのか細かな検証が必要である。

【委員】南佳屋野会館、堀会館、下六人部会館について、中学校単位で周知された活動ができていないか疑問だ。運営委員にしても実際的に地域にこだわっていることが気になる。限定されている関係がある。下六人部会館は全体的に広報しているとのことだが、本当に会館が皆さんに理解されているのか、もっと周辺の方にアピールしてこの施設の果たす役割の問題が伝わっているのか、もっとみんなで工夫しようとか、予算の関係もあるがどうしたら幅広く活用できるのか細かな議論が必要だ。利用状況もだんだん増えてきているところもあれば減ってきているところもある。それでいいのかわるか、運営委員会についても報告だけで終わっている場合がある。報告だけで反省がない。運営委員会の中で今年はこんなことを重点に行なうとか、運営委員会の中では一切議論がない。運営委員会の中であり方として、もっと議論すべきだ。そのことが地域密着型になっていくものだと思う。

【委員長】先ほど人権推進室がなかったら人権問題が解決できないというのはごもっともであるが、今の考え方とすれば、福祉は福祉の中に必ず人権問題を頭に据えて行政をやっているはずである。それによって後退するとは思わない。今の考え方はそうである。むしろ担当・母体が変わることによって、例えば委員からあった福祉関連の情報を取り入れることが可能となる。これがベターではないが、そこら辺りの連携を深める、例えば市の機構で推進室と福祉がもっと連携できるような形にするのか、そうでなければ、今のままでは限界にきているのではないか。ディサービスがやられているが限られた人数である。そういう今は時代ではない。薄くなっても広くしていいかないといけない。深いことも大事であるがそれだけではいけない。

【委員】実際に堀会館は利用件数が高い、そうした場合に障害者団体の方が利用したいと言われた場合はなかなか詰まって使えないとかありうる。施設によっては対応できない場合があるかと思うわけである。そこも考えていく必要もある。途中、思い切ったという発言をしたが、会館を丸ごと活用できればいいと思う。

【委員】利用状況についても今言われたが、施設によっては利用されない日もあるので、広報で、このような利用もできますとか、事業も周知することも必要だ。いままで広報に隣保館や児童館のことが掲載されたことがない。「ビンちゃんカンちゃん」のように、

広報していく方向で考えるべきだ。

【委員長】今広報のことができましたが市の広報とか

【事務局】今言われたのは市の広報「ふくちやま」で、毎月各種相談が掲載されており、それと同じように1カ月かあるいは2カ月単位でも、隣保館や児童館、生涯学習課のコミセンのコーナーを設けて、広報すれば、市民も利用しやすいと思うが、今まではやっていない。

【委員長】毎月出ていると気になる。例えば人権相談についても広報を持って来られる。あれは大きいと思う。それができれば何かの方法で

【事務局】人権講演会にしても委員の指摘どおり、館事業についてはぎりぎりになって公民館等にご案内している。同じようなことをやっていると言っていると指摘も受けているので、やはり連動して年度当初に同時に広報できるシステムは大事であると思う。

【委員】広報は大切だが、もともとはそこが地区であることがわかってしまうということで施設をつくることに反対の方もいた。そのあたりも慎重に対応していく必要がある。京都市の中でも反対のために隣保館がつかれなかった地域もある。したがって、当初は施設をつくること自体に大きな意義があったが、今は広報していかないと市民に受け入れられない。そういう意味でこれまでやってきたことの意義を知ってもらうことが必要である。そのことが存続していく力になる。

【委員】昔のことをいうと古臭いという方がおられるがそれは違う。広島でも原爆ドームが残っているが、部落問題も闘いによって施設が建てられたということを若い人に教えていかなくてはならない。地域だけが使う施設にしてもらいたいとは言っていない。理解してもらいたい。広報で児童館・会館がこんな事業を行っているとか周知してもらいたい。運営委員会についても今後のありかたや町づくりについても議論していきたい。

【委員】あり方についてやってきたが、従来型のことをいくらアピールしても広がらないと思う。利用の仕方を変えないとだめだ。もっと開かれた施設をと、このあり方懇で議論したものであると認識している。

【委員】例えばどんなことであるか

【委員】舞鶴なんかやっているように、館の利用がしやすいような貸館がいい。

【委員】それは既に行っている。

【委員】もっと広げてやること。従来型のことをいくらやっても広がらない。広報しても同じだ。

【委員】一度見に来てください。どんな利用をしているのか状況もわからないので、見ないで議論するのはだめだ。見に来て議論するのはいいが

【委員長】広報についても必要であるし、あり方について検討しておりいろいろな意見があるのは当然である。もっと具体的なメニューがあれば出してもらって、地域ごとに同じようなことをしなくてもいいと思う。地域の要望とか実態に応じたものを取り入

れていき、なるべく参加しやすいものを考えていかないといけないし、基本的には施設をとおして人権教育ができるような方向がいいと思う。そのことが設立目的である。これまで方法が悪かったのか、例えば昔ながらの教育で今の子どもにあうのか、実態にあわしたものをしていかななくてはならない。そういう意味で運営委員会が一年の行事を毎年同じものを続けているのではなくて、きちんと集約していいものはいいし、いつまでも続けるのではなくスクラップ&ビルドして工夫や努力することが運営委員会の責任であると思う。その機能が十分果たしているのか一定検証する必要がある。前日も言ったが、これは外部のものだけでなく内部でも、実際携わっている運営委員会や職員が盛り上がってどうして行こうとならなければ変わらない。そういったことも考えてもらいたい。

【室長】確かに専門的なところがなく、専門的なところに渡してはとの議論もあるが、現在、専門と専門との間のつなぎを行っており、接着とか隙間を埋めている。例えば、ダウン症のお母様たちがパネル展をして訴えたいと来られた。それは福祉や教育委員会ではなく人権推進室に来られた。あちらこちら行かれて最後にここに来られて何とかしてくださいと、それに応えました。女性の問題については、DVの問題、そこには児童虐待や子育ての問題、就労の問題が複合的にある。その問題を解決しようと思えば、就労の問題は商工へ、子育ては教育へとその専門に行く前に、まず私どもで集約しなければならない。一人の人間が持っている差別が絡んでくる。人権推進室が隙間を埋めている。専門性だけでは解決しない。困った方の声を聞いているのは人権推進室である。それで同じようにしているのが隣保館や児童館である。小学校の6年生の子どもが荒れたことがあって、その背景には親の就労問題等もあった。その後中学生になりその子どもを追跡するのは隣保館職員や児童館の職員である。地域の実態を見たときびしい状況である。

【委員】貧困と差別というのは、必ず関係する。相談の中でそういう状況がある。そのことはより大事である。大賛成でこの議論の中でその部分が抜け落ちてしまって同和対策の事業が終わったから人権推進の予算は切っていこうとしている話をここでしているのではない。むしろその部分はより複雑化して見えにくくなっているし、特に青年層の引きこもりの問題は団地の中にもある。そのことを具体的に進めていくために、例えばいろんな問題が出てきた時にその人が相談の中で解決できない。そういう子どもたちを集めて勉強会しようとかコーディネートする事業が必要だ。DVの問題についてもそこで相談して解決したのか、専門家につないで解決していなことがいっぱいある。それは具体的な社会的支援が全然なかった。そういう問題が必ずある。そういうことをするには、貸館でできることは全部の公民館を含めた事業の中でばら撒いた方がいいと思う。むしろ人権センターができる事業を特化してここでやらなくてはならない、困っている人に対してやっぴいこうというのが大事だ。社会参加の問題や委員が言われた高齢者の利用できる施設がなくて困っているところを一つの施設でやろうと

か、それが毎日日替わりでやっても上手くできない。機能を整理しながら、より人権推進室を具体的に強めていくところの議論が必要だ。予算を削られたら相談機能が弱くなってしまふ、むしろ強めていくためにどんなことができるのか議論が必要である。就労支援として、パソコンを使った勉強会をしたことが就労につながるのか。

【委員】接着機能というのは大事で、しっかりとした権限を持っていただいて早く対応して解決できるよう

【委員長】予定の時間が来たが、

【委員】方向性とスケジュールが見えない。思いが違い、平行線に走り、具体的なものがなければできないし、誰がするのかというところまでいかないとやっぱり絵に描いた餅になる。そこら辺まで行こうと思えば3回や4回でことができる話ではない。市民の意見としてこんな意見がでていたと終わるのであれば、意見として出したのでそれでいいが、まさか来年こうするとはならないでしょ。

【委員長】これはあくまで懇話会であって、いろんな意見を表に出して、意見があるのであればこうするという最終判断は理事者。懇話会としては、結論を出さなくても、答申を出すわけではなく、それぞれの意見の記録に残っており、あげてもらえばいいのではないか

【室長】これまでの議論であり方の方向性が出たのかどうか。例えばこういう方向性であるとか、確かに委員が言われていた着地点が見えないと、より議論が深まらないが。

【委員長】例えばNPOとか指定管理した結果どうであったのか、していないところとどうかそれが1点。それから運営委員会毎年の報告があるが、実際に年度ごとに運営委員会でどれだけ内部で評価し、問題提起して解決したとか、そういう問題が出てこないところに行かない。それを一定整理して発表してもらいたい。

【委員】これまでどおりのことをやっていこうと材料を集められるのであればいいし、もし切り替えた方向性をやっていくのであれば、たたき台がなければ、同じことの議論が繰り返しになる。それでは他の会議もあり回数を増やすのは困る。

【委員長】それぞれの意見を言い、あくまでも市長が判断することであるので、先ほど舞鶴の市長が終結宣言したとおり、市長がこうすると判断したらそうなる。

【委員】出発点がそうであったから、答申を出すのであれば我々として考えて方向性を出すわけであるが、そういう目的ではなかった

【委員長】名前が懇話会ということであるから懇話をしたらいいと、審議会となれば方向性を出していくがそうではない。意見としてきいてもらう。

【室長】こうあるべきというのはないが、事業展開をどう図っていくのか、せめてヒント付けをもう少しいただきたいと思っている。具体的に方向性を

【委員長】方向性としては、専門的に分けてはどうかという意見と、それから事業展開についても広く具体的なものがあつたが、それを採用するかどうかはそれぞれの運営委員会で実際に行なわれんことには、我々がこうすべきであるといっても分からないと

ころがある。補助金があるからこれやってみようとかわからない。言ってできないといくら提案しても仕方がない。方向性というのは例えば館長を課長ではなく、OBなんかでもいいのではと出ている。その方が自由になる。課長という立場は、こういうことをしたいと思っても恐らく枠の範囲、変えようと思うのであれば、運営の主体を変えないと変わらない。そういう意見があったということ。

【委員】 21日に意見が集約されるので、その中で具体的な方向性をどうするのかということを考えてはどうか。

【次長】 次回の懇話会で、これまでの議論を整理し、それを全員に報告させていただく。そこでもう少しやってはどうかとの意見があれば引き続き検討をしていただきたい。

以上